

## 第1条【目的】

加盟店はアトム通貨実行委員会規約に定める「地球環境にやさしい社会」「地域社会にやさしい社会」「国際協力に積極的な社会」「教育に真摯に向き合う社会」の4つの理念を柱とし、さまざまな社会貢献活動を推進することに賛同し、自らもこの理念のもと活動する。

## 第2条【活動】

加盟店はアトム通貨実行委員会春日井支部の一員として支部の方針に従い、アトム通貨をツールに商店街、学生、NGO、その他多くの公共機関とも手を取り合い、枠を越えたヒトとヒトとの交流や共同アクションを活発化させ、前項第1条の4つの理念を達成し、「ありがとう」が溢れるまちづくりを推進する。

そのために通貨配布プロジェクト、通貨回収プロジェクトへ積極的に参加する。

## 第3条【通貨配布プロジェクトルール】

1. アトム通貨の理念に賛同していること。
2. プロジェクト申請フォームにより申請し、実行委員会の承認が得られていること。
3. 申請内容に沿ったプロジェクトの実施であること。

## 第4条【通貨回収プロジェクトルール】

1. アトム通貨の理念に賛同していること。
2. アトム通貨加盟シール、ポスターをお店に貼付すること。
3. アトム通貨も課税対象として扱うこと。

## 第5条【宣伝・広報】

1. 宣伝、広報の基本はアトム通貨実行委員会支部が作成する共同広報物、ホームページへの掲載とする。

2. 一店舗、一企業が行う宣伝・広告において当団体が支給するアトム通貨の画像、ロゴの使用を一定条件に基づき認める。この詳細は本部広報が支給する広報マニュアルに記す。

3. キャラクター（アトム）の画像を宣伝・広告および広報物に使用することを禁ずる。

\*アトムは手塚プロダクションが管理する著作物で、無断で使用することは法律で禁じられています。

アトムを広告で使用するには、手塚プロダクションと別途広告使用契約が必要となります。

## 第6条【賠償責任・除名】

加盟店が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当団体の名誉を傷つけ、アトム通貨の理念を逸脱する行為があった場合、実行委員会支部は加盟店に対して除名することができる。

除名された加盟店は即刻アトム通貨事業活動を停止しなければならない。

また、実行委員会支部は除名された加盟店に対して相応の損害賠償の請求ができるものとする。

**アトム通貨加盟店規約同意書（支部控）**

アトム通貨加盟店になるには「アトム通貨加盟店規約」に同意し、近くの支部に加盟していただく必要があります。

以下の必要事項にご記入の上、同意のサインをお願いします。

（なお、加盟店として承認された時点で、以下の情報（担当者を除く）はアトム通貨公式ホームページに掲載されます。）

\*=必須

<店舗名\*> \_\_\_\_\_

<業種\*> \_\_\_\_\_

<住所\*> \_\_\_\_\_

<電話番号\*> \_\_\_\_\_

<営業時間\*> \_\_\_\_\_

<定休日\*> \_\_\_\_\_

<URL> \_\_\_\_\_

<担当者\*> \_\_\_\_\_

アトム通貨加盟店規約に同意します。

\_\_\_\_\_ 年    月    日

同意サイン

\_\_\_\_\_

FAX 0568-84-8907

（春日井市商店街連合会内）

アトム通貨実行委員会 春日井支部

〒486-0844

春日井市鳥居松町 5-45

0568-84-8848